

2021～2024 年度
(令和3～6年度)
競争参加資格申請書
作成の手引き
【測量・建設コンサルタント等】

阪神高速道路株式会社



【 2021年1月 改訂版 】

目 次

第1編	2021～2024年度（令和3～6年度）競争参加資格の申請に係る留意点	
1.	インターネット受付について	1
2.	持参による申請の受付について	1
3.	2021～2024年度（令和3～6年度）競争参加資格の有効期間について	1
4.	総合点数の付与の廃止について	1
5.	有資格者名簿のホームページ掲載について	1
6.	その他	2
第2編	2021～2024年度（令和3～6年度）競争参加資格について	
1.	2021～2024年度（令和3～6年度）競争参加資格について	3
2.	2021～2024年度（令和3～6年度）競争参加資格の認定ができない方（欠格要件）	3
3.	2021～2024年度（令和3～6年度）競争参加資格にかかる 審査申請・認定スケジュール	5
4.	業種	7
5.	提出書類	7
6.	提出書類の記載要領	9
7.	有資格者の認定について	13
8.	申請書類記載情報の取り扱い	13
第3編	お問い合わせ先について	14
第4編	【参考】提出書類の記入方法等	15

第1編 2021～2024年度（令和3～6年度）競争参加資格の申請に係る留意点

1. インターネット受付について

定期受付による申請は、インターネット一元受付（※注）をご利用ください。

なお、インターネット一元受付による申請が困難な場合のみ、郵送による競争参加資格審査申請書類の受付をします。その場合、インターネット一元受付による申請と、郵送による申請の重複がないかを必ずご確認のうえ、郵送してください。

（例：本店（インターネット）と支店（郵送）との重複申請）

※注 国土交通省インターネット一元受付専用ホームページ

URL <http://www.pqrc.mlit.go.jp/>

開設期間：2020年11月2日（月）～2021年1月15日（金）

2. 持参による申請の受付について

持参による申請は受付いたしません。必ず郵送により申請してください。新型コロナウイルス感染防止の観点からも遵守していただきますようお願いいたします。また、申請書類等の送達に関するお問い合わせには応じかねますので、送達の確認が必要な場合は、書留など追跡が可能な郵便を利用してください。

3. 2021～2024年度（令和3～6年度）競争参加資格の有効期間について

2021～2024年度（令和3～6年度）競争参加資格の有効期間は2025年3月31日までです。

（2013年に従来2年間としていた競争参加資格の有効期間を4年間に見直しいたしました。）

4. 総合点数の付与の廃止について

公募型競争入札方式の標準化に伴い、総合点数の付与については、2013年に廃止いたしました。

5. 有資格者名簿のホームページ掲載について

資格認定通知書の発行及び通知は行っておりません。有資格者の登録状況は、2021年4月以降に弊社ホームページに掲載する『2021～2024年度（令和3～6年度）競争参加有資格者名簿』によりご確認ください。

※弊社ホームページ

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe>

6. その他

- 消せるペン等の筆記具は使用しないでください。
- 提出書類は原寸大をお願いします（ページ割付（「2 in 1」等）は不可）。
- 申請書類は日本語で記入してください。外国語を使用した書類がある場合には、日本語による訳文を添付してください。
- 受領証の発行は行っておりません。あらかじめご了承ください。

第2編 2021～2024年度（令和3～6年度）競争参加資格について

1. 2021～2024年度（令和3～6年度）競争参加資格について

2021～2024年度（令和3～6年度）において、弊社が発注する建設コンサルタント等業務の入札手続きに参加を希望される方は、あらかじめ『2021～2024年度（令和3～6年度）競争参加資格』の有資格者認定を受けていることが必要です。

2. 2021～2024年度（令和3～6年度）競争参加資格の認定ができない方（欠格要件）

以下の阪神高速道路株式会社契約規則第6条の規定に該当する方は、資格の認定を受けることができません。

（競争参加不適格者）

第6条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させないものとするができる。

- 一 制限行為能力者（契約の締結及び履行のために法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得ている者を除く。）
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 建設業法その他の法令の規定により許可等を必要とする営業である場合において、その許可等を有しない者
- 四 次のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後3年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
 - イ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料若しくは物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者又は不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員（会社の使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由なしに、契約を履行しなかった者
 - ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 五 前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者
- 六 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 七 競争参加資格に関する審査申請書（添付書類又は資格審査申請用データを含む。）の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

- 八 阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則（平成21年阪神高速規則第3号）に基づく入札等除外措置を受けている者又は同規則別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者
- 九 法令の規定に違反して営業を行った者

3. 2021~2024年度（令和3～6年度）競争参加資格にかかる審査申請・認定スケジュール

『2021~2024年度（令和3～6年度）競争参加資格』では、2021年4月1日に認定を行う『定期受付』と、2021年5月6日以降随時に認定を行う『随時受付』を実施します。

	定期受付		随時受付
	インターネット申請	郵送申請	郵送申請
2020.11.2	●パスワード申込受付開始 ↓		
2020.12.1	●インターネット申請受付開始 ↓	●郵送受付開始 ↓	
2020.12.28	●パスワード申込受付終了 ↓	↓	
2021.1.15	●インターネット申請受付終了	↓	
2021.2.1		●郵送申請受付終了 (2/1必着)	
2021.2.1			●郵送申請受付開始 ※2021.2.1～2021.4.23までの受付分は、2021.5.6認定(予定) 以降、毎月1日(土・日・祝日及び年始については翌営業日) 認定とし、受付締切は認定日の5営業日前
2021.4.1	●競争参加資格認定(予定)		
2021.5.6			●競争参加資格認定(予定)
2025.2.22			●受付終了(予定)
2025.3.31	©2021～2024年度(令和3～6年度)競争参加資格の有効期限		

(1) 定期受付（4年に1回実施）

① インターネット方式

インターネット一元受付の申請方法については、国土交通省ホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

②(1) 文書郵送方式（インターネット一元受付による申請が困難な場合のみ）

申請書類は郵送により提出してください。【※持参不可】

申請書類等の受領に関するお問い合わせには応じかねます。受領の確認が必要な場合は、書留等の追跡が可能な郵便を利用し、その追跡結果をもって確認してください。

また受領証の発行はいたしません。受付確認等の返信用封筒・葉書が同封されていても返送いたしませんので、あらかじめご了承ください。

受付期間 : 2020年12月1日(火)～2021年2月1日(月) 【必着】

郵送先 : 〒530-0005 大阪市北区中之島3-2-4
阪神高速道路株式会社 経理部契約課

(2) 随時受付（定期受付終了後（2021年2月1日以降）随時実施）

申請書類は、郵送により提出してください。【※持参不可】

申請書類等の受領に関するお問い合わせには応じかねます。受領の確認が必要な場合は、書留等の追跡が可能な郵便を利用し、その追跡結果をもって確認してください。

また**受領証の発行はいたしません**。受付確認等の返信用封筒・葉書が同封されていても返送いたしませんので、あらかじめご了承ください。

郵送先 ： 〒530-0005 大阪市北区中之島3-2-4
 阪神高速道路株式会社 経理部契約課

※随時受付はインターネットで行うことはできません。

※初回認定は2021年5月6日となります。

※提出書類、記載内容に不備等があった場合は、申請書類の受理はできませんので十分ご注意ください。

(3) 認定までに要する期間

申請書類の受付後およそ45日以内です。

なお、有資格者の登録状況は、2021年4月以降、弊社ホームページに掲載する『2021～2024年度（令和3～6年度）有資格者名簿』によりご確認ください。

※弊社ホームページ

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe>

4. 業種

登録できる業種、その業種に登録できる方及び業務内容は、下表のとおりです。

	業種	業種	業務内容
1	測量	測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による測量業者	航空測量、地上測量、水上測量、用地測量、その他
2	地質調査	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条の規定による地質調査業者等	地質調査、物理探査、土質調査、その他
3	土木設計	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定による建設コンサルタント業者等	下部工、上部工鋼構造物、上部工コンクリート構造物、土木、トンネル、道路計画(設計)、その他の設計(監理、調査、企画、立案等を含む。)
4	建築等設計	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による建築士事務所、建設コンサルタント登録規程第2条の規定による建設コンサルタント又は右欄の業務を行うにあたって必要な資格を有する業者等	建築、電気・電気通信、機械設備、造園、その他の設計(監理、調査、企画、立案等を含む。)
5	補償	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条の規定による補償コンサルタント業者等	物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、その他
6	その他業務	計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条の規定による土地家屋調査士、又は右欄の業務を行うにあたって必要な資格を有する業者等	地域計画、交通、環境、計算、データ処理、その他

5. 提出書類

定期受付の場合、インターネット一元受付により、既に申請を行っている方は、別途、書類による申請は必要ありません。重複申請のないようご注意ください。

(1) 提出書類は、次のとおりです。部数は各1部です。

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)
・・・様式1-1、様式1-2、様式1-3
- ② 法律上営業に関する資格を必要とする業種にあつてはその登録証明書(写し)
- ③ 納税証明書(写し)
- ④ 申請者が法人であるときは、登記事項証明書(写し)
- ⑤ 直前2か年の営業年度に係る財務諸表
- ⑥ 委任状(行政書士等が代理申請をする場合のみ)

代理申請する場合には、申請者本人(代表者)から申請代理人(行政書士等)への委任状の提出が必要です。委任状は、次の条件を満たすものの正本を提出してください。

(委任状の条件)・委任状の日付が申請日前3か月以内のもの。

- ・委任の範囲を具体的に記載していること。
- ・受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)の記載があること。
- ・委任者・受任者の住所及び氏名の記載があること。
- ・委任者の押印があること。

[注]

申請者が次に掲げる方であるときは、それぞれ次に定める書類をもって、②、④及び⑤に掲げる書類に代えることができます。

- a 測量業者（測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の 5 第 1 項の規定により測量業者として登録を受けた方をいいます。）
 - ・測量法第 55 条の 8 に規定する書類の写し
- b 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。）
 - ・建設コンサルタント登録規程第 7 条第 1 項に規定する現況報告書の写し
- c 地質調査業者登録業者（地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。）
 - ・地質調査業者登録規程第 7 条第 1 項に規定する現況報告書の写し
- d 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。）
 - ・補償コンサルタント登録規程第 7 条第 1 項に規定する現況報告書の写し

(2) 登録証明書（写し）、登記事項証明書（写し）について

これらはそれぞれの発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請日前3 か月以内のものを使用してください。

なお、これらの写しは鮮明かつ原寸大のものを提出してください。

(3) 提出書類に不備等があった場合は、書類の受理はできません。後日、改めて提出いただくこととなります。また、不要な書類につきましては返却致しかねますので十分ご注意願います。

6. 提出書類の記載要領

(1) 提出書類の記載にあたっては、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」といいます。）の状況で記入してください。ただし、一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等）の05から13までの項目については、申請日の状況で記入してください。

(2) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

・・・様式1-1、1-2、1-3

① この申請書は、本社（本店）で作成してください。したがって、08代表者氏名は本社（本店）の代表者となります。

01	1新規/2更新	該当する申請区分の番号(1又は2)に○印を付けてください。なお、過去に一度でも登録がある場合は「2」に○印を付けてください。																																				
02	受付番号	何も記入しないでください。																																				
03	業者コード	更新の方のみ(過去に一度でも登録された方は全て)記入してください。新規の方は空欄にしてください。																																				
04	適格組合証明書	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合については、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。																																				
05	郵便番号	フリガナはカタカナを用いることとし、濁点及び半濁点は1文字として記入してください。 なお、株式会社等法人の種類を表す文字、都道府県名、地番、ビル名についてはフリガナは不要です。 都道府県名から記入してください。「丁目」及び「地番」の文字は「-」(ハイフン)を用いて記入してください。																																				
12	連絡先となる本支店・営業所等	電話番号及びFAX番号は、市外局番、市内局番及び番号との間は「-」(ハイフン)で区切って記入してください。																																				
06	住所	本店の住所を記入してください(実際の住所)。																																				
07	商号又は名称	会社法人等の種類を表す文字は以下の略号を用いることとし、括弧()はそれぞれ1文字として記入してください。 なお、文字が欄の中に収まらない場合には適宜欄を追加してください。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>種類</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td> <td>(株)</td> <td>共業組合</td> <td>(業)</td> <td>公益社団法人</td> <td>(公社)</td> </tr> <tr> <td>有限会社</td> <td>(有)</td> <td>企業組合</td> <td>(企)</td> <td>特例財団法人</td> <td>(特財)</td> </tr> <tr> <td>合資会社</td> <td>(資)</td> <td>一般財団法人</td> <td>(一財)</td> <td>特例社団法人</td> <td>(特社)</td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> <td>(名)</td> <td>一般社団法人</td> <td>(一社)</td> <td>合同会社</td> <td>(合)</td> </tr> <tr> <td>共同組合</td> <td>(同)</td> <td>公益財団法人</td> <td>(公財)</td> <td>有限責任事業組合</td> <td>(責)</td> </tr> </tbody> </table>			種類	記号	種類	記号	種類	記号	株式会社	(株)	共業組合	(業)	公益社団法人	(公社)	有限会社	(有)	企業組合	(企)	特例財団法人	(特財)	合資会社	(資)	一般財団法人	(一財)	特例社団法人	(特社)	合名会社	(名)	一般社団法人	(一社)	合同会社	(合)	共同組合	(同)	公益財団法人	(公財)	有限責任事業組合	(責)
種類	記号	種類	記号	種類	記号																																	
株式会社	(株)	共業組合	(業)	公益社団法人	(公社)																																	
有限会社	(有)	企業組合	(企)	特例財団法人	(特財)																																	
合資会社	(資)	一般財団法人	(一財)	特例社団法人	(特社)																																	
合名会社	(名)	一般社団法人	(一社)	合同会社	(合)																																	
共同組合	(同)	公益財団法人	(公財)	有限責任事業組合	(責)																																	
08	代表者氏名	氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前の間は1文字空けて記入してください。																																				
09	申請事務担当者氏名																																					
12	連絡先となる本支店・営業所等	当社からの連絡先となる本支店又は営業所等を記入してください。 なお、06の連絡先と異なる場合は、記入してください。																																				
13	申請代理人	行政書士等が代理人として代理申請する場合には記載してください。 なお、代理申請する場合には委任状が必要です。																																				
14	登録を受けている事業	<table border="1"> <tr> <td>測量業者</td> <td>測量法第55条の5第1項による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>地質調査業者</td> <td>地質調査業者登録規程第2条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>建設コンサルタント</td> <td>建設コンサルタント登録規程第2条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>建築士事務所</td> <td>建築士法第23条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>補償コンサルタント</td> <td>補償コンサルタント登録規程第2条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定業者</td> <td>不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>計量証明事業者</td> <td>測量法第107条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>土地家屋調査士</td> <td>土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合(土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記入してください。)</td> </tr> <tr> <td>司法書士</td> <td>司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>その他の登録を受けている場合</td> <td>登録事業名を空白の欄に記入</td> </tr> </table>	測量業者	測量法第55条の5第1項による登録を受けている場合	地質調査業者	地質調査業者登録規程第2条による登録を受けている場合	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程第2条による登録を受けている場合	建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程第2条による登録を受けている場合	不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録を受けている場合	計量証明事業者	測量法第107条による登録を受けている場合	土地家屋調査士	土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合(土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記入してください。)	司法書士	司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録を受けている場合	その他の登録を受けている場合	登録事業名を空白の欄に記入																
測量業者	測量法第55条の5第1項による登録を受けている場合																																					
地質調査業者	地質調査業者登録規程第2条による登録を受けている場合																																					
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程第2条による登録を受けている場合																																					
建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合																																					
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程第2条による登録を受けている場合																																					
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録を受けている場合																																					
計量証明事業者	測量法第107条による登録を受けている場合																																					
土地家屋調査士	土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合(土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記入してください。)																																					
司法書士	司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録を受けている場合																																					
その他の登録を受けている場合	登録事業名を空白の欄に記入																																					

測量等実績高

①希望業種	希望する業種の番号に○印を付けて下さい。		
②直前2年度分決算	直前1年度分決算の前の期の決算	消費税及び地方消費税を含まない額	希望する業種についてのみ記入してください。
③直前1年度分決算	審査基準日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算		
④直前2か年間の年間平均実績高	②③の決算の合計を2で除した額(千円未満四捨五入)		

希望する業種以外の業種の実績高は「7(希望する工種以外)」の欄にその額を記入し、実績がない業種を希望する場合は「0」を記入して下さい

(例)直前2年間平均実績高

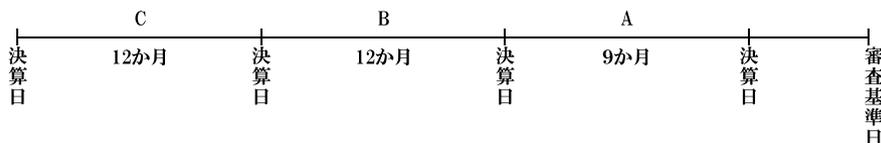
「測量」、「補償」、「その他業務」の3業種を希望し、それぞれ次のような実績の場合

「測量」	22,500,000円
「補償」	実績なし
「その他業務」	3,500,000円
(希望する業種以外)	800,000円

① 希望業種	④ 直前2か年間の年間平均実績高 (千円)			
① 測 量		2	2	5 0 0
2 地 質 調 査				
3 土 木 設 計				
4 建 築 等 設 計				
⑤ 補 償				0
⑥ そ の 他 業 務		3	5	0 0 0
7 (希望する業種以外)				8 0 0
合 計		2	6	8 0 0

○ 直前2か年の間に創業や閉業年度の変更があった場合は、以下の例により算定して下さい。

(ア) 営業年度を変更したため、審査基準日の直前2か年に含まれる各事業年度の月数が24か月に満たない場合



直前2か年の各営業年度の合計月数……(A+B=21か月)

不足月数 24-21=3か月

$$\text{計算式} \frac{A + B + (C \times \frac{3}{12})}{2} = \text{直前2か年間の年間平均実績高}$$

(イ) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24か月に満たない場合

$$\text{各営業年度の実績高の合計額} \times \frac{1}{2} = \text{直前2か年間の年間平均実績高}$$

(ウ) 個人企業から法人企業に移行し、かつ、現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併した場合前企業又は吸収合併前の各企業の契約実績(ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限ります。)も実績高に含めてください。

⑤実績業務の内容

基準日以前に実績のある業務について下記の「実績業務の内容」に対応する番号に「○」印を付して下さい。

希望する業種についてのみ記入してください。

希望業種	実績業務の内容
測量	1 航空測量、2 地上測量、3 水上測量、4 用地測量、5 その他
地質調査	6 地質調査、7 物理探査、8 土質調査、9 その他
土木設計	10 下部工、11 上部鋼構造物、12 上部工コンクリート構造物、13 土木、14 トンネル、15 道路計画(設計)、16 その他
建築等設計	17 建築、18 電気・電気通信、19 機械設備、20 造園、21 その他
補償	22 物件、23 機械工作物、24 営業補償・特殊補償、25 事業損失、26 補償関連、27 その他
その他業務	28 地域計画、29 交通、30 環境、31 計算、32 データ処理、33 その他

<p>16</p> <p>自己資本額</p>	<p>①「株主資本」</p> <p>払込資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記入して下さい(有限会社においては、出資払込金、出資申込証拠金の額)。 また、外資系企業においては、「①株主資本」欄の合計欄の上段()内に外国資本の額を内数で記入して下さい。 組合においては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記入して下さい。 個人においては、「④計」欄に、純資産合計(期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定)の額を記入して下さい。</p> <hr/> <p>②「評価・換算差額等」</p> <p>その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記入して下さい。</p> <hr/> <p>③「新株予約権」</p> <p>新株予約権があった場合には、その合計の額を記入して下さい。</p> <hr/> <p>※個人においては、「④計」欄に、純資産合計(期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定)の額を記入して下さい。</p>
<p>17</p> <p>外資状況</p>	<p>外資系企業(日本国籍会社を含みます。)の場合に、該当する会社区分の番号(1, 2, 3のいずれか)に「○」印を付するとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入して下さい。なお、「2 日本国籍会社(比率100%)」とは100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。</p>

18 営業年数等	<p>「④営業年数」の欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日(2業種以上のときは最も早い開始日)から審査基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間(1年未満の端数は、これを切り捨てます。)を右詰めで記入してください。</p> <p>なお、組織変更、家業相続等が行われ、かつ、現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時とすることができます。また、吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとします。</p>
19 常勤職員数	<p>「①技術職員」及び「②事務職員」 審査基準日において常時雇用している従業員のうち専ら測量等業務に従事している職員の数を記入して下さい。</p> <p>「③その他の職員」 ①、②以外の職員の数を記入して下さい。</p> <p>「④ 計」 法人においては常勤役員を含めたものを、個人においては事業主を含めたものをそれぞれ記入してください。</p> <p>「④役員等」 常勤役員又は事業主の数を内数で記入して下さい。</p> <p>なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等)を有することをいいます。 本項の各欄の数字は右詰とします。</p>
20 有資格者数	<p>該当する資格等について、審査基準日における該当者の人数を記入(各欄の数字は右詰めとします。)してください。</p> <p>なお、1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。ただし、同一人が1・2級、士・士補の資格を有している場合は上位のもののみ計上してください。1級建築士の免許を受けている者が、構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者である場合は、1級建築士欄には計上しないでください。構造設計、設備設計両方交付されている者は、それぞれ重複して記入してください。</p> <p>また、同欄中、「公共用地経験者」の欄には、官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者の数を記入してください。</p>

(3) 納税証明書の写し

① 納税証明書の様式

次の様式(写し)を提出してください。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の2)	「申告所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	○	
国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の3)	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		○

② 有効な納税証明年月日

申請の際に、証明年月日が申請書提出日以前の3か月以内に発行された納税証明書の写しを添付してください。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度(納税の猶予・換価の猶予・特例猶予)を受けたため、納税証明書の写しを提出できない場合は、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを提出してください。

7. 有資格者の認定について

- (1) 有資格者として認定されたときは、弊社ホームページの『2021～2024 年度（令和3～6年度）有資格者名簿』に掲載します。
- (2) 審査の結果、有資格者として認定できない場合は、その旨を通知します。
- (3) 有資格者としての期間は、資格認定の日から 2025 年 3 月 31 日までとします。
- (4) 提出書類中、様式 1－2 の 14 ～ 16、様式 1－3 の 18 ～ 20については、書類提出後の変更、修正はできません。なお、資格登録後、15の①の希望業種の追加又は取下げは可能です。
- (5) 個人から法人、法人から個人へ組織を変更する場合は、新たに競争参加資格の申請が必要になります。
- (6) 提出書類に虚偽の申告をした場合は、競争参加資格の取消し又は競争参加停止要領に基づく競争参加停止の措置を講ずることがあります。

8. 申請書類記載情報の取り扱い

弊社は、競争参加資格申請により知り得た情報（個人情報を含む。）を競争参加資格の審査以外の目的には使用しません。

なお、有資格業者名簿情報は業務等の発注を目的として阪神高速グループにおいて共同利用することがあります。あらかじめご了承ください。

第3編 お問い合わせ先について

提出書類の受付、記載方法等で不明な点があるときは、以下にお問い合わせください。

1. インターネット一元受付にかかるヘルプデスク

【開設期間】 2020年11月2日～2021年1月15日

【測量・建設コンサルタント等／電話番号】 092-402-1958

2. 上記以外（郵送による定期受付、随時受付） 阪神高速道路株式会社 経理部契約課

住所 : 〒530-0005 大阪市北区中之島 3-2-4

電話番号 : 06-6203-8888 (代)

【受付日】 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日

【受付時間】 午前 10:00～午前 12:00
午後 1:00～午後 5:00

第4編 【参考】提出書類の記入方法等

【記入例】

様式 1-1

01	1 新規 2 更新	※02受付番号	03業者コード	9	9	9	9	9	04適格組合証明	年 月 日 第 号
----	--------------	---------	---------	---	---	---	---	---	----------	--------------

当社に初めて登録する場合は「1」に、業種を問わず過去に一度でも登録がある場合は「2」に○をしてください

更新の方、過去に登録のあった方のみ記入してください

官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください(該当者のみ記入)

提出年月日を記入してください

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書 (測量・建設コンサルタント等)

2021～2024年度(令和3～6)年度において、貴社で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請する。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

本社(店)について、登記上の住所地と実際の所在地が異なる場合は、このあたりに登記上の所在地を記入してください

年 月 日
阪神高速道路株式会社
代表取締役社長 殿

左詰で都道府県から記入してください。「丁目」「番地」は「-」(ハイフン)で記入してください

フリガナはカタカナを用い、濁点及び半濁点は「」文字として記入してください

法人を表す文字は、作成の手引き9ページをご覧ください

かつ「(、)」「」はそれぞれ1も子として記入してください

05	郵便番号	5 3 0	0 0 0 5	ビル名を入れる場合、1マス空けて記入してください							
06	住所(本店)	大阪府大阪市北区中之島3-2-4 中之島フェスティバルタワー									
07	商号又は名称	阪神高速道路(株)									
08	代表者氏名	(役職) 代表取締役	(氏名) 阪神工事								
09	申請事務担当者氏名	神戸花子	申請事務担当者電話番号	06-000000-000000							
10	本社(本店)電話番号	06-000000-000000									
11	本社(本店)FAX番号	06-000000-000000									
12	連絡先となる支店・営業所等(連絡先が本店となる場合は記入しないで下さい。)	郵便番号	5 5 2	0 0 0 6							
	住所	大阪府大阪市港区石田3-1-25									
	支店・営業所名	管理本部 管理企画部									
	電話番号	06-000000-000000									
	FAX番号	06-000000-000000									

申請事務担当者氏名・電話番号を記入してください
氏名は漢字、フリガナともに姓と名の間を1マス空けて記入してください

(代理申請時使用欄)

13	申請代理人	申請代理人郵便番号	▲▲▲-▲▲▲▲	申請代理人住所	大阪市北区中之島▲-▲-▲	申請代理人電話番号	06-0000-0000
		申請代理人氏名	行政書士 高速 太郎				

行政書士等が代理申請する場合にのみ記入してください

※欄については、記載しないこと。

【記入例】

様式 1-2

14 登録等を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第 号	年 月 日	地質調査業者	質00第00000号	年 月 日	建設コンサルタント	建00第00000号	年 月 日
建築士事務所	第00000号	年 月 日	計量証明事業者(濃度)	第 号	年 月 日	計量証明事業者(音圧レベル)	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日	補償コンサルタント	第 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
司法書士	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

15 測量等実績高

① 希望業種 申請を希望する 業種の番号に○印		② 直前2年 度分決算 (千円)	③ 直前1年 度分決算 (千円)	④ 直前2ヵ年間の 年間平均実績高 (千円)				⑤ 実績業務の内容								
1	測 量							1	2	3	4	5				
②	地 質 調 査	5,000	6,000			5	5	0	0	⑥	7	8	9			
3	土 木 設 計									10	11	12	13	14	15	16
④	建 築 等 設 計	3,000	3,500			3	2	5	0	⑦	18	19	20	21		
5	補 償									22	23	24	25	26	27	
6	そ の 他 業 務									28	29	30	31	32	33	
7	(希望する業種以外)															
合 計		8,000	9,500			8	7	5	0							

申請する希望業種の番号に必ず○を印してください

実績のある業務内容に対応する番号に○をしてください
作成の手引き11ページを参照ください

※②～④の金額はいずれも消費税を含まない額を記載してください。

16 自己資本額

区 分	直 前 決 算 時 (千円)
① (うち外国資本) 株 主 資 本	(1 0 0 0)
② 評価・換算差額等	
③ 新株予約権	
④ 計	1 0 0 0

資本金のみでなく株主資本

【記入例】

様式 1-3

17 外資状況

1 外国籍会社 [国名:]	3 日本国籍会社 [国名:]
2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率:100%)	(外資比率: %) [国名:] (外資比率: %)

18 営業年数等

① 創業	S63年 4月 1日
② 休業又は転(廃)業の期間	H2年 4月 1日から H3年 3月 31日まで
③ 現組織への変更	H5年 4月 1日
④ 営業年数	2 5 (年)

騰本と相違している場合は、正確な数字を提出してください

19 常勤職員の数(人)

審査基準日における人数を右詰で記入してください

① 技術職員	② 事務職員	③ その他の職員	④ 計	⑤ 役員等
2 0	1 0	5	3 5	7

※⑤は④の内数

20 有資格者数(人)

構造設計 一級建築士	設備設計 一級建築士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築積算 資格者	一級土木施 工管理技士	二級土木施 工管理技士	一級建築施 工管理技士	二級建築施 工管理技士	一級造園施 工管理技士	二級造園施 工管理技士
		2	1					1	2		
一級電気工事施 工管理技士	二級電気工事施 工管理技士	一級管工事 施工管理技士	二級管工事 施工管理技士	一級電気通信 工事施工管理 技士	二級電気通信工 事施工管理 技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産 鑑定士	不動産 鑑定士補	
技 術 士											
総合技術 監理部門 (地質を除く対象 科目)	森林部門	上下水道部門	電気・ 電子部門	機械部門	情報工学部 門	地質調査	水産部門	衛生工学部 門	応用理学部 門	総合技術 監理部門 (地質調査)	建設部門
						2					
技 術 士											
農業部門	環境部門										
第一種電気 主任技術者	伝送交換 主任技術者	線 路 主任技術者	APEC エンジニア	RCCM	地 質 調査技士	補償業務 管理士	公共用地 経 験 者	土地家屋 調 査 士	司 法 書 士	第一級陸上 無線技術士	
						2					

○ 提出する際の注意点

(インターネット一元受付を除く。)

- 申請書類は日本語で記入してください。外国語を使用した書類がある場合には、日本語による訳文を添付してください。
- 申請書類を順番どおりに揃えて提出してください。
- 郵送された書類に不備・不明な点があった場合には、再提出していただくことがありますので、ご注意ください。
- ホッチキス止めはしないでください。

(例示)

